

岡崎市議会議案

令和3年3月定例会

令和3年3月岡崎市議会定例会議案目録

議案番号	件 名	ページ
2	包括外部監査契約について	1
3	工事請負に関する契約の変更について（都市計画道路柱町線 こ道橋工事の委託）	3
4	市道路線の認定について	5
5	工事請負に関する契約について（都市計画道路若松線こ道橋 工事の委託）	7
6	岡崎市手数料条例の一部改正について	9
7	岡崎市附属機関設置条例の一部改正について	31
8	令和3年3月における岡崎市長等の給料の月額の特例に関する 条例の制定について	33
9	令和3年度における岡崎市長等の給料の月額の特例に関する 条例の制定について	35
10	町の新設に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	37
11	岡崎市成年後見制度利用促進協議会条例の制定について	39
12	岡崎市介護保険条例の一部改正について	43
13	岡崎市国民健康保険条例の一部改正について	47
14	岡崎市保健所の設置等に関する条例の一部改正について	49
15	岡崎市食品衛生条例の全部改正について	57
16	岡崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者 負担額等を定める条例の一部改正について	59
17	岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正に ついて	61
18	岡崎市工場等建設奨励条例の一部改正について	65
19	岡崎市土地区画整理事業助成条例の一部改正について	67
20	岡崎市道路の構造の技術的基準に関する条例の一部改正につ いて	69

21	岡崎市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	71
22	岡崎市学校給食センター条例の一部改正について	73
23	令和2年度岡崎市一般会計補正予算（第14号）	75
24	令和2年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）	91
25	令和2年度岡崎市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	95
26	令和2年度岡崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）	101
27	令和2年度岡崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	107
28	令和2年度岡崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）	111
29	令和2年度岡崎市継続契約集合支払特別会計補正予算（第2号）	115
30	令和2年度岡崎市額田北部診療所特別会計補正予算（第2号）	119
31	令和2年度岡崎市こども発達医療センター特別会計補正予算（第3号）	123
32	令和2年度岡崎市岡崎駅東土地区画整理事業清算金特別会計補正予算（第1号）	127
33	令和2年度岡崎市宮崎財産区特別会計補正予算（第1号）	131
34	令和2年度岡崎市形埜財産区特別会計補正予算（第1号）	135
35	令和2年度岡崎市病院事業会計補正予算（第3号）	139
36	令和2年度岡崎市水道事業会計補正予算（第3号）	141
37	令和2年度岡崎市下水道事業会計補正予算（第2号）	145
38	令和3年度岡崎市一般会計予算	149
39	令和3年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計予算	161
40	令和3年度岡崎市農業集落排水事業特別会計予算	167
41	令和3年度岡崎市国民健康保険事業特別会計予算	171

42	令和3年度岡崎市後期高齢者医療特別会計予算	177
43	令和3年度岡崎市介護保険特別会計予算	181
44	令和3年度岡崎市継続契約集合支払特別会計予算	185
45	令和3年度岡崎市額田北部診療所特別会計予算	189
46	令和3年度岡崎市こども発達医療センター特別会計予算	193
47	令和3年度岡崎市岡崎駅東土地区画整理事業清算金特別会計 予算	197
48	令和3年度岡崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予 算	201
49	令和3年度岡崎市宮崎財産区特別会計予算	205
50	令和3年度岡崎市形埜財産区特別会計予算	209
51	令和3年度岡崎市病院事業会計予算	213
52	令和3年度岡崎市水道事業会計予算	215
53	令和3年度岡崎市下水道事業会計予算	219
同意 1	岡崎市副市長の選任について	223

令和3年第2号議案

包括外部監査契約について

次のとおり、包括外部監査契約を締結するものとする。

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

- 1 契約目的
包括外部監査契約に基づく監査及び当該監査の結果に関する報告
- 2 契約期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 契約金額
11,561,000円を上限とする額
- 4 支払方法
監査の結果に関する報告書提出後に一括払い
- 5 契約の相手方
名古屋市千種区丸山町一丁目42番地の2
公認会計士 香 田 浩 一

(理由)

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により必要があるによる。

令和3年第3号議案

工事請負に関する契約の変更について

平成28年3月24日議決「工事請負に関する契約について（都市計画道路柱町線こ道橋工事の委託）」を次のように変更するものとする。

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

「4 契約金額」中「4,288,680,000円」を「3,229,211,000円」に改める。

（理由）

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第2条の規定により必要があるによる。

令和3年第4号議案

市道路線の認定について

次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

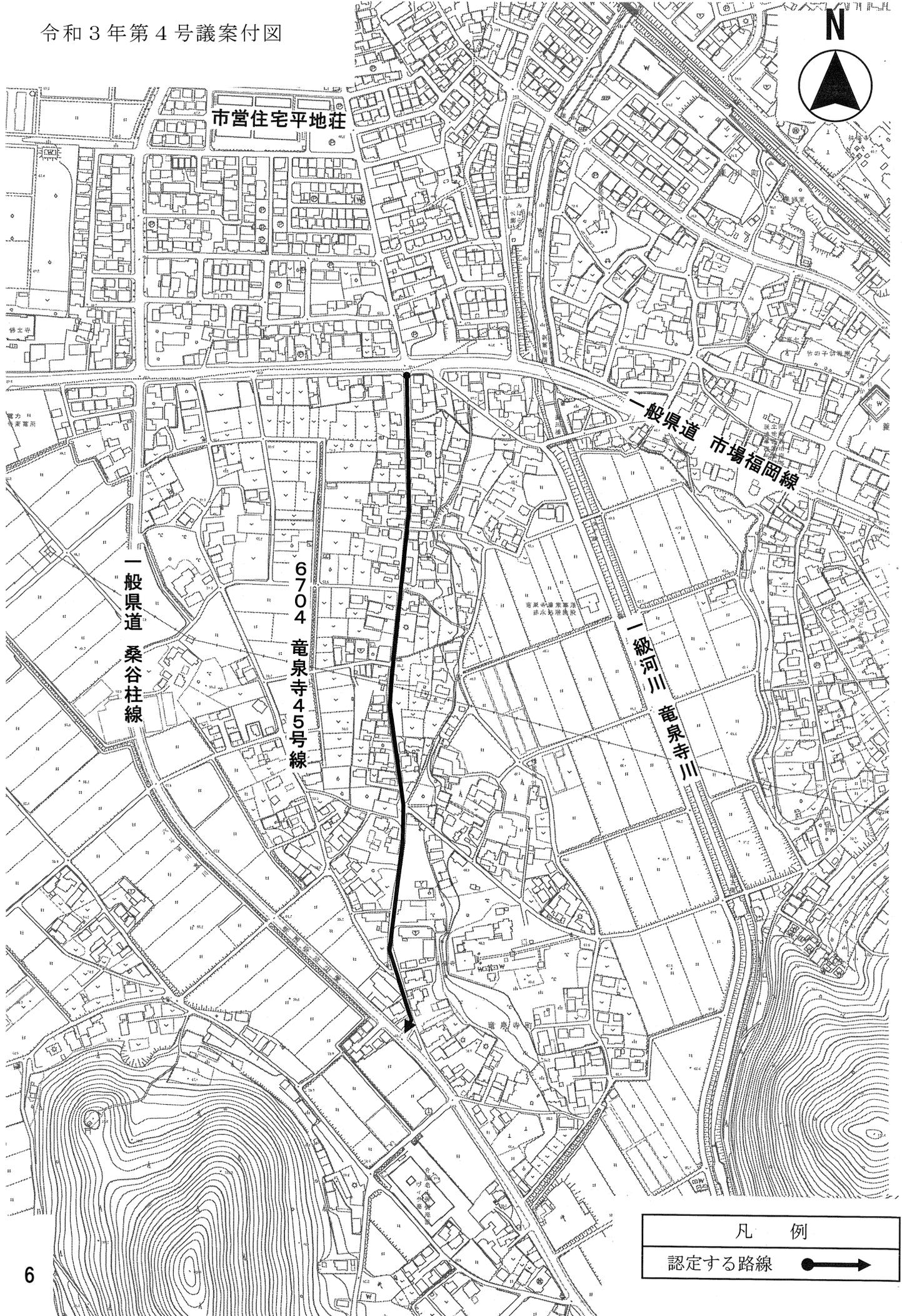
令和3年2月26日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

路線番号	路線名	起 点
		終 点
6704	竜泉寺45号線	岡崎市竜泉寺町字西山畑
		岡崎市竜泉寺町字間峯ヶ平

(理由)

この案を提出したのは、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により必要があるによる。



凡 例	
認定する路線	

令和3年第5号議案

工事請負に関する契約について

次のとおり、工事請負に関する契約を締結するものとする。

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

- 1 契約目的
都市計画道路若松線こ道橋工事の委託
- 2 工事概要
こ道橋新設工事 延長30.6メートル
- 3 契約方法
随意契約
- 4 契約金額
3,332,680,000円
- 5 履行期限
令和10年3月31日
- 6 契約の相手方
名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
東海旅客鉄道株式会社

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第2条の規定により必要があるによる。

					建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1 件につき 29,100円	を
--	--	--	--	--	---------------------------------------	-------------------	---

					建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1 件につき 17,900円	に、
					建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1 件につき 29,100円	

					当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1 部分につき 195,500円	を
--	--	--	--	--	--	---------------------	---

					当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1 部分につき 149,700円	に、
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1 部分につき 195,500円	

				非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1 部分につき 261,600円	を
					当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1 部分につき 417,100円	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1 部分につき 593,600円	

					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1部分につき728,000円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1部分につき858,100円
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1部分につき979,400円

				非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき95,000円
				(非住宅部分の全部が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令)	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき121,000円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき159,300円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき257,900円
				(平成28年経済産)	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1部分につき336,800円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1部分につき404,700円

					業省 令・ 国土 交通 省令 第1 号。 以下 この 表に おい て 「省 令」 とい う。)第 10条 第1 号イ (2)及 びロ (2)に 定め る基 準に 係る もの であ るもの)	当該部分の床面積の合計 が25,000平方メートルを 超えるもの	1部分につ き474,800円
					非住 宅部 分 (そ の他	当該部分の床面積の合計 が300平方メートル以内 のもの	1部分につ き248,400円
						当該部分の床面積の合計 が300平方メートルを超	1部分につ き311,200円

に、

					のもの)	え1,000平方メートル以内のもの	
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき401,800円	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき573,400円	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1部分につき706,300円	
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1部分につき834,900円	
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1部分につき952,400円	

「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。）を「省令」に、

					建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき159,300円	を

					建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき121,000円	に、
					建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき159,300円	

その 他 の の	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	1 件につき 261,600円	を
	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1 件につき 417,100円	
	建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1 件につき 593,600円	
	建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1 件につき 728,000円	
	建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1 件につき 858,100円	
	建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	1 件につき 979,400円	

そ の 他 の の	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	1 件につき 248,400円	に、
	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1 件につき 311,200円	
	建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1 件につき 401,800円	
	建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1 件につき 573,400円	
	建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1 件につき 706,300円	
	建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1 件につき 834,900円	

					建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	1 件につき 952,400円
--	--	--	--	--	-----------------------------	--------------------

					当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1 部分につき 17,500円	を
--	--	--	--	--	--	--------------------	---

					当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1 部分につき 10,700円	に、
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1 部分につき 17,500円	

					建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1 件につき 17,500円	を
--	--	--	--	--	---------------------------------------	-------------------	---

					建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1 件につき 10,700円	に、
					建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1 件につき 17,500円	

					当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1 部分につき 100,700円	を
--	--	--	--	--	--	---------------------	---

					当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以	1 部分につき 76,600円
--	--	--	--	--	--------------------------------------	--------------------

					内のもの		に、
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき100,700円	

非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき131,900円	を
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき211,500円	
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき305,600円	
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1部分につき377,800円	
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1部分につき446,500円	
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1部分につき511,500円	

非住宅部分 (非住宅部分)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき48,600円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以	1部分につき62,300円

					の全	内のもの	
					部が	当該部分の床面積の合計	1部分につ
					省令	が1,000平方メートルを	き82,600円
					第10	超え2,000平方メートル	
					条第	以内のもの	
					1号	当該部分の床面積の合計	1部分につ
					イ(2)	が2,000平方メートルを	き137,700円
					及び	超え5,000平方メートル	
					ロ(2)	以内のもの	
					に定	当該部分の床面積の合計	1部分につ
める	が5,000平方メートルを	き182,300円					
基準	超え10,000平方メートル						
に係	以内のもの						
るも	当該部分の床面積の合計	1部分につ					
ので	が10,000平方メートルを	き219,900円					
ある	超え25,000平方メートル						
も	以内のもの						
の)	当該部分の床面積の合計	1部分につ					
	が25,000平方メートルを	き259,300円					
	超えるもの						
非住	当該部分の床面積の合計	1部分につ					
宅部	が300平方メートル以内	き125,200円					
分	のもの						
(そ	当該部分の床面積の合計	1部分につ					
他の	が300平方メートルを超	き157,400円					
もの	え1,000平方メートル以						
の)	内のもの						
	当該部分の床面積の合計	1部分につ					
	が1,000平方メートルを	き203,800円					
	超え2,000平方メートル						
	以内のもの						
	当該部分の床面積の合計	1部分につ					
	が2,000平方メートルを	き295,500円					
	超え5,000平方メートル						
	以内のもの						

に、

					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1部分につき367,100円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1部分につき435,000円
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1部分につき498,200円

					建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき82,600円
--	--	--	--	--	---------------------------------------	--------------

を

					建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき62,300円
					建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき82,600円

に、

その 他 の の					建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	1件につき131,900円
					建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき211,500円
					建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき305,600円
					建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき377,800円
					建築物の延べ面積が10,000平方	1件につき

を

				メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	446,500円
				建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	1件につき 511,500円

				その	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	1件につき 125,200円
				他の	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 157,400円
				の	建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 203,800円
					建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき 295,500円
					建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 367,100円
					建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1件につき 435,000円
					建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	1件につき 498,200円

改め、同表(75)の3項中

(75) の 3	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項及び次項におい	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	省令第1条第1項第1号ロに定める基準	床面積（特定建築行為に係る床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する床面積をいう。）をいう。以下この項において同じ。）の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル以内のもの	1件につき 159,300円
----------------	---	----------------------	--------------------	---	-------------------

て「法」という。)第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	に係る建築物		
---	--------	--	--

(75)の3	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下この項及び次項において「法」という。)第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係る建築物	床面積(特定建築行為に係る床面積(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する床面積をいう。)をいう。以下この項において同じ。)の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以内のもの	1件につき 121,000円
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 159,300円

に、

			その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル以内のもの	1件につき 401,800円
--	--	--	---------	------------------------------------	-------------------

を

			その	床面積の合計が300平方メートル以上	1件につき
--	--	--	----	--------------------	-------

		他の建築物	1,000平方メートル以内のもの	311,200円	に、
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 401,800円	

法第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係る建築物	床面積の合計が300平方メートル以上	1件につき	を
			2,000平方メートル以内のもの	82,600円	

法第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係る建築物	床面積の合計が300平方メートル以上	1件につき	に、
			1,000平方メートル以内のもの	62,300円	
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 82,600円	

		その	床面積の合計が300平方メートル以上	1件につき
--	--	----	--------------------	-------

		他の建築物	2,000平方メートル以内のもの	203,800円	を
--	--	-------	------------------	----------	---

		その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以内のもの	1件につき157,400円	に、
		建築物	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき203,800円	

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付	省令第1条第1項第1号口に定める基準に係る建築物	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル以内のもの	1件につき41,300円	を
---	----------------------------------	--------------------------	------------------------------------	--------------	---

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付	省令第1条第1項第1号口に定める	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以内のもの	1件につき31,100円
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき41,300円

号) 第11条 の規定に基 づく建築物 エネルギー 消費性能確 保計画の軽 微な変更に 関する証明 書の交付	する証 明書交 付手数 料	基準 に係 る建 築物			に、
--	------------------------	----------------------	--	--	----

		その 他の 建築 物	床面積の合計が300平方メートル以上 2,000平方メートル以内のもの	1件につき 101,900円	を
--	--	---------------------	--	-------------------	---

		その 他の 建築 物	床面積の合計が300平方メートル以上 1,000平方メートル以内のもの	1件につき 78,700円	に
			床面積の合計が1,000平方メートルを超 え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 101,900円	

改め、同表(75)の4項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に、

						当該部分の床面積の合計 が300平方メートルを超 え2,000平方メートル以 内のもの	1部分につ き29,100円	を
--	--	--	--	--	--	--	-------------------	---

						当該部分の床面積の合計 が300平方メートルを超 え1,000平方メートル以 内のもの	1部分につ き17,900円	に、
						当該部分の床面積の合計 が1,000平方メートルを 超え2,000平方メートル 以内のもの	1部分につ き29,100円	

					建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1 件につき 29,100円	を
--	--	--	--	--	---------------------------------------	-------------------	---

					建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1 件につき 17,900円	に、
					建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1 件につき 29,100円	

					当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1 部分につき 195,500円	を
--	--	--	--	--	--	---------------------	---

					当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1 部分につき 149,700円	に、
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1 部分につき 195,500円	

					当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1 部分につき 159,300円	を
--	--	--	--	--	--	---------------------	---

					当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1 部分につき 121,000円	に、
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを	1 部分につき 159,300円	

					超え2,000平方メートル以内のもの	
--	--	--	--	--	--------------------	--

					当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき401,800円	を
--	--	--	--	--	--	----------------	---

					当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき311,200円	に、
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき401,800円	

					建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき159,300円	を
--	--	--	--	--	---------------------------------------	---------------	---

					建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき121,000円	に、
					建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき159,300円	

					建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき401,800円	を
--	--	--	--	--	---------------------------------------	---------------	---

					建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき311,200円	に、
--	--	--	--	--	---------------------------------------	---------------	----

					建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1 件につき 401,800円
--	--	--	--	--	---	--------------------

「第31条第1項」を「第36条第1項」に、

					当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1 部分につき 17,500円
--	--	--	--	--	--	--------------------

を

					当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1 部分につき 10,700円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1 部分につき 17,500円

に、

					建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1 件につき 17,500円
--	--	--	--	--	---------------------------------------	-------------------

を

					建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1 件につき 10,700円
					建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1 件につき 17,500円

に、

					当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1 部分につき 100,700円
--	--	--	--	--	--	---------------------

を

					当該部分の床面積の合計	1 部分につ
--	--	--	--	--	-------------	--------

						が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	き76,600円
						当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき100,700円

に、

						当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき82,600円
--	--	--	--	--	--	--	---------------

を

						当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき62,300円
						当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき82,600円

に、

						当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき203,800円
--	--	--	--	--	--	--	----------------

を

						当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき157,400円
						当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル	1部分につき203,800円

に、

				平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	き29,100円
--	--	--	--	---------------------------	----------

				当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき195,500円	を
--	--	--	--	--	----------------	---

				当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき149,700円	に
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき195,500円	

改め、同表中備考11を備考12とし、同表備考10中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に改め、同表中備考10を備考11とし、同表備考9中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同表中備考9を備考10とし、備考8を備考9とし、備考7を備考8とし、同表備考6中「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に改め、同表中備考6を備考7とし、備考5の次に次のように加える。

- 6 (75)の3項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている同法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する他の建築物につき当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同法第35条第1項又は第36条第1項の認定における評価の方法と同様の評価の方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うこととなる場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る手数料の金額の欄及び備考5の規定にかかわらず、(75)の4項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料（建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合にあっては、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料）に係る計画適合性確認機関が認めた場合等の区分に係る手数料の金額の欄に掲げる額に相当する額とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(理由)

この条例案を提出したのは、建築物エネルギー消費性能適合性判定等の審査等に係る区分の見直しに伴い、手数料の額を改定する等の必要があるによる。

令和3年第7号議案

岡崎市附属機関設置条例の一部改正について

岡崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例

岡崎市附属機関設置条例（令和元年岡崎市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1 岡崎市入札監視委員会の項の次に次のように加える。

岡崎市文化振興推進計画策定委員会	岡崎市文化振興推進計画の策定に関する審議	9人	学識経験を有する者	委嘱又は任命をされた日から計画の策定が完了する日まで
------------------	----------------------	----	-----------	----------------------------

別表第1 岡崎市在宅医療・介護連携協議会の項を次のように改める。

岡崎市地域包括ケア推進協議会	地域包括ケアシステムの推進に関する審議	22人	学識経験を有する者 保健医療関係者 福祉関係者	2年
----------------	---------------------	-----	-------------------------------	----

別表第1 岡崎市地域ケア推進会議・生活支援体制整備協議体の項、岡崎市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画策定委員会の項及び岡崎市放置自動車廃物判定委員会の項を削り、同表岡崎市商工振興計画推進委員会の項を次のように改める。

岡崎市産業労働計画推進委員会	岡崎市産業労働計画の策定及び推進に関する審議	10人	学識経験を有する者 商工業関係団体の推薦する者	2年
----------------	------------------------	-----	----------------------------	----

別表第1 岡崎市緑の基本計画策定委員会の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第1 岡崎市在宅医療・介護連携協議会の項の改正規定及び同表岡崎市地域ケア推進会議・生活支援体制整備協議体の項を削る改正規定は、同年7月1日から施行する。

(理由)

この条例案を提出したのは、市長の附属機関の新設、廃止並びに名称及び所掌事務の変更を行う必要があるによる。

令和3年第8号議案

令和3年3月における岡崎市長等の給料の月額の特例に関する条例
の制定について

令和3年3月における岡崎市長等の給料の月額の特例に関する条例を次のよう
に定めるものとする。

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

令和3年3月における岡崎市長等の給料の月額の特例に関する条例

(市長及び副市長の給料の月額の特例)

第1条 令和3年3月における市長及び副市長の給料の月額は、岡崎市長等の給
与に関する条例（昭和26年岡崎市条例第13号）第3条の規定にかかわらず、同
条各号に掲げる額から当該額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。
ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条各号に掲げる額とす
る。

(水道事業及び下水道事業管理者の給料の月額の特例)

第2条 令和3年3月における水道事業及び下水道事業管理者の給料の月額は、
岡崎市水道事業及び下水道事業管理者の給与に関する条例（平成31年岡崎市条
例第6号）第3条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の
20を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給
料の月額は、同条に定める額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(岡崎市長等の給料の月額の特例に関する条例の廃止)

2 岡崎市長等の給料の月額の特例に関する条例（平成27年岡崎市条例第32号）
は、廃止する。

(この条例の失効)

3 この条例は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

(理由)

この条例案を提出したのは、下水道事業受益者負担金の徴収猶予に係る不適切な事務処理について、市政の総括責任者として市長等の給料の一部を減額する必要があるによる。

令和3年第9号議案

令和3年度における岡崎市長等の給料の月額の特例に関する条例の 制定について

令和3年度における岡崎市長等の給料の月額の特例に関する条例を次のように定めるものとする。

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

令和3年度における岡崎市長等の給料の月額の特例に関する条例

(市長及び副市長の給料の月額の特例)

第1条 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における市長及び副市長の給料の月額は、岡崎市長等の給与に関する条例（昭和26年岡崎市条例第13号）第3条の規定にかかわらず、市長にあっては同条第1号に掲げる額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とし、副市長にあっては同条第2号に掲げる額から当該額に100分の8を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条各号に掲げる額とする。

(教育長の給料の月額の特例)

第2条 特例期間における教育長の給料の月額は、岡崎市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成27年岡崎市条例第8号）第3条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

(水道事業及び下水道事業管理者の給料の月額の特例)

第3条 特例期間における水道事業及び下水道事業管理者の給料の月額は、岡崎市水道事業及び下水道事業管理者の給与に関する条例（平成31年岡崎市条例第6号）第3条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

(常勤の監査委員の給料の月額の特例)

第4条 特例期間における常勤の監査委員の給料の月額は、岡崎市常勤の監査委員の給与に関する条例（平成4年岡崎市条例第4号）第3条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

（理由）

この条例案を提出したのは、新型コロナウイルス感染症の影響により市税等収入の減収が見込まれるため、市長等の給料の支給について所要の調整をする必要があるによる。

町の新設に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

町の新設に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定めるものとする。

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

町の新設に伴う関係条例の整理に関する条例

(岡崎市役所支所設置条例の一部改正)

第1条 岡崎市役所支所設置条例(昭和23年岡崎市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条の表岡崎市役所大平支所の項中「美合西町」の次に「、みはらし台」を加える。

(岡崎市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 岡崎市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(昭和39年岡崎市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条の表(2)項中「蓑川新町」を「蓑川新町 みはらし台」に改める。

(岡崎市消防団条例の一部改正)

第3条 岡崎市消防団条例(昭和39年岡崎市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1美合消防団の項中「美合西町」を「美合西町 みはらし台 蓑川町のうち字上生道、字迎畑、字荒古及び字井ノ口」に改め、同表藤川消防団の項中「蓑川町」を「蓑川町(字上生道、字迎畑、字荒古及び字井ノ口を除く。)」に改める。

附 則

この条例は、岡崎蓑川南部土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

(理由)

この条例案を提出したのは、岡崎蓑川南部土地区画整理事業により、町の区域の設定及び字の区域の変更がなされることに伴い、関係する条例の規定を整理する必要があるによる。

岡崎市成年後見制度利用促進協議会条例の制定について

岡崎市成年後見制度利用促進協議会条例を次のように定めるものとする。

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市成年後見制度利用促進協議会条例

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第2項の規定に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項、成年後見制度に関する専門職団体や関係機関の連携体制の強化に関する事項等を調査審議するため、岡崎市成年後見制度利用促進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 成年後見制度の利用促進に関すること。
- (2) 司法、医療、福祉等の分野における地域連携による権利擁護支援に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 弁護士、司法書士又は社会福祉士の資格を有する者
- (3) 医療関係団体又は福祉関係団体の推薦する者
- (4) 成年後見制度に関する関係機関の推薦する者
- (5) 公募した市民
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項本文の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合には、3年の範囲内で市長が定める期間を委員の任期とすることができる。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員及び委員であった者並びに協議会及び第8条の部会に出席した者は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（次項及び次条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又はその者に資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 協議会は、成年後見制度の利用促進及び関係機関の連携体制強化に関する専門的事項等を調査審議する必要があるときは、部会を置くことができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(理由)

この条例案を提出したのは、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項等の調査審議を行うための協議会を設置する必要があるによる。

岡崎市介護保険条例の一部改正について

岡崎市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市介護保険条例の一部を改正する条例

岡崎市介護保険条例（平成12年岡崎市条例第22号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第2章の2 介護保険運営協議会（第2条の2～第2条の4）
第2章の3 地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会

（第2条の5～第2条の7）」を「第2章の2 地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会（第2条の2～第2条の4）」に改める。

「第2章の2 介護保険運営協議会」を「第2章の2 地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会」に改める。

第2条の2中「市が行う介護保険の円滑な運営に資するため、岡崎市介護保険運営協議会」を「岡崎市地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会」に改める。

第2条の3中「介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第117条に規定する市町村介護保険事業計画の策定、変更その他介護保険事業の運営に関する重要事項」を「次に掲げる事項」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの適切な運営、公正性及び中立性の確保その他地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営を図るために必要な事項
- (2) 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス及び法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスの適正な運営を確保するために必要な事項

第2条の4第1項中「15人」を「10人」に改め、同条第2項各号を次のように改める。

- (1) 介護保険の被保険者
- (2) 介護サービス及び介護予防サービスの事業者
- (3) 地域における保健、医療及び福祉関係者
- (4) 学識経験を有する者

第2章の3を削る。

第3条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1号中「25,872円」を「30,780円」に改め、同号ウ中「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）」を「当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、同法」に改め、「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「ある場合」の次に「（第6号アにおいて「租税特別措置法による特別控除の適用がある場合」という。）」を、「特別控除額をいう」の次に「。第6号アにおいて同じ」を加え、「以下この条において同じ。）の」を「次号ア及び第4号アにおいて同じ。）の」に改め、「（当該額が零を下回る場合は零とする。以下この条において同じ。）」を削り、同条第2号中「38,808円」を「47,880円」に改め、同条第3号中「42,042円」を「47,880円」に改め、同条第4号中「54,978円」を「58,140円」に改め、同条第5号中「64,680円」を「68,400円」に改め、同条第6号中「65,973円」を「69,768円」に改め、同号ア中「合計所得金額」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。次号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アにおいて同じ。）」に改め、同条第7号中「67,914円」を「71,820円」に改め、同条第8号中「74,382円」を「78,660円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同条第9号中「90,552円」を「95,760円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同条第10号中「106,722円」を「112,860円」に改め、同条第11号中「122,892円」を「129,960円」に改め、同条第12号中「139,062円」を「147,060円」に改め、同条第13号中「155,232円」を「164,160円」に改め、同条第14号中「171,402円」を「181,260円」に改める。

第3条の2第1項中「令和元年度及び令和2年度」を「令和3年度から令和5

年度まで」に、「19,404円」を「17,100円」に改め、同条第2項中「令和元年度及び令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「32,340円」を「30,780円」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前条第3号に該当する者の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、44,460円とする。

附則に次の1条を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第14条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）に所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同条第6号ア中「合計所得金額をいい」とあるのは、「合計所得金額をいい、所得税法第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし」とする。

- 2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第3条及び第3条の2並びに附則第14条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度までの保険料については、なお従前の例による。

(理由)

この条例案を提出したのは、岡崎市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会に機

能を移行することに伴い岡崎市介護保険運営協議会を廃止するとともに、介護保険法施行令の一部改正及び令和3年度から令和5年度までの介護保険事業計画の策定に伴い介護保険料の額を定める等の必要があるによる。

岡崎市国民健康保険条例の一部改正について

岡崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岡崎市国民健康保険条例（平成24年岡崎市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

第35条第1項第1号中「第314条の2第2項に掲げる金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（以下この項及び第40条第1項の表(8)項において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この項及び第40条第1項の表(8)項において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第2号中「第314条の2第2項に掲げる金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加え

た金額)」に改め、同項第3号中「第314条の2第2項に掲げる金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改める。

第40条第1項の表(3)項中「寡夫」を「ひとり親」に改め、同表(8)項中「第314条の2第2項に掲げる額」を「第314条の2第2項第1号に定める額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改める。

附則第8条中「同法」を「同法第313条第3項」に、「地方税法」を「地方税法第313条第3項」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第11条、第35条及び第40条並びに附則第8条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（理由）

この条例案を提出したのは、国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、保険料の減額等に係る基準額等を見直す必要があるによる。

令和3年第14号議案

岡崎市保健所の設置等に関する条例の一部改正について

岡崎市保健所の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市保健所の設置等に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市保健所の設置等に関する条例（平成14年岡崎市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「岡崎市若宮町2丁目1番地1」を「岡崎市若宮町二丁目1番地1」に改める。

別表アの表を次のように改める。

ア 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条の規定に基づく事務

事務		手数料		
		名称	金額	
(1)	飲食店営業の許可の申請に対する審査	飲食店営業許可申請手数料	露店営業（出店の都度、組立式の店舗その他の簡易な施設を設け、食品の調理を簡易な調理のみとして営む飲食店営業をいう。以下この表において	1件につき18,000円（臨時営業（催事等において、1月以内の期間、同一の場所で、組立式の店舗その他の簡易な施設を設け、食品の調理を簡易な調理のみとして営む飲食店営業をいう。以下この表において同じ。）にあっては1件につき5,000円、短期営業（催事等において、3月以内の期間、同一の場所で営む営業

			同じ。) 以外の 営業に係るもの	(臨時営業を除く。) をいう。 以下この表において同じ。) に あっては 1 件につき 9,000 円)
			露店営業に係 るもの	1 件につき 5,000 円
(2)	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料	1 件につき 10,000 円	
(3)	食肉販売業の許可の申請に対する審査	食肉販売業許可申請手数料	1 件につき 11,000 円 (短期営業にあっては、 1 件につき 5,500 円)	
(4)	魚介類販売業の許可の申請に対する審査	魚介類販売業許可申請手数料	1 件につき 11,000 円 (短期営業にあっては、 1 件につき 5,500 円)	
(5)	魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査	魚介類競り売り営業許可申請手数料	1 件につき 25,000 円	
(6)	集乳業の許可の申請に対する審査	集乳業許可申請手数料	1 件につき 11,000 円	
(7)	乳処理業の許可の申請に対する審査	乳処理業許可申請手数料	1 件につき 25,000 円	

	査		
(8)	特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	1件につき25,000円
(9)	食肉処理業の許可の申請に対する審査	食肉処理業許可申請手数料	1件につき25,000円
(10)	食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	食品の放射線照射業許可申請手数料	1件につき25,000円
(11)	菓子製造業の許可の申請に対する審査	菓子製造業許可申請手数料	1件につき18,000円
(12)	アイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	1件につき25,000円
(13)	乳製品製造業の許可の申請に対する審査	乳製品製造業許可申請手数料	1件につき25,000円
(14)	清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	清涼飲料水製造業許可申請手数料	1件につき25,000円
(15)	食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	食肉製品製造業許可申請手数料	1件につき25,000円

(16)	水産製品製造業の許可の申請に対する審査	水産製品製造業許可申請手数料	1件につき25,000円
(17)	氷雪製造業の許可の申請に対する審査	氷雪製造業許可申請手数料	1件につき25,000円
(18)	液卵製造業の許可の申請に対する審査	液卵製造業許可申請手数料	1件につき25,000円
(19)	食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	食用油脂製造業許可申請手数料	1件につき25,000円
(20)	みそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査	みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	1件につき25,000円
(21)	酒類製造業の許可の申請に対する審査	酒類製造業許可申請手数料	1件につき25,000円
(22)	豆腐製造業の許可の申請に対する審査	豆腐製造業許可申請手数料	1件につき18,000円
(23)	納豆製造業の許可の申請に対する審査	納豆製造業許可申請手数料	1件につき18,000円
(24)	麺類製造業の許可の申請に対する	麺類製造業許可申請手数料	1件につき18,000円

	審査		
(25)	そうざい製造業の許可の申請に対する審査	そうざい製造業許可申請手数料	1件につき25,000円
(26)	複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査	複合型そうざい製造業許可申請手数料	1件につき30,000円
(27)	冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	冷凍食品製造業許可申請手数料	1件につき25,000円
(28)	複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	複合型冷凍食品製造業許可申請手数料	1件につき30,000円
(29)	漬物製造業の許可の申請に対する審査	漬物製造業許可申請手数料	1件につき18,000円
(30)	密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査	密封包装食品製造業許可申請手数料	1件につき25,000円
(31)	食品の小分け業の許可の申請に対する審査	食品の小分け業許可申請手数料	1件につき18,000円
(32)	添加物製造業の許可の申請に対する審査	添加物製造業許可申請手数料	1件につき25,000円

備考

- 1 この表に規定する手数料について、現に食品営業（露店営業、臨時営業及び短期営業を除く。）の許可を受けている者がその有効期間の満了に際し引き続き同一の食品営業の許可を受けようとする場合における当該食品営業に係る手数料の額は、当該食品営業に係る手数料の金額の欄に掲げる額の5分の4に相当する金額（100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。
- 2 この表に規定する手数料について、一の営業者が同一の施設内で行う複数の食品営業（露店営業、臨時営業、短期営業及び調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業を除く。）の許可を一の申請書により受けようとする場合における当該複数の食品営業に係る手数料の額は、それぞれ当該食品営業に係る手数料の金額の欄に掲げる額（備考1の規定の適用を受ける場合にあっては、その適用後の額）の5分の4に相当する金額（100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。

附 則

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の岡崎市保健所の設置等に関する条例（以下「新条例」という。）別表アの表に規定する手数料について、この条例の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定により食品営業（この条例による改正前の岡崎市保健所の設置等に関する条例別表アの表に規定する露店営業及び臨時営業を除く。）の許可を受けている者がその有効期間の満了に際し引き続き同一の食品営業の許可（これに相当する許可を含む。）を受けようとする場合における当該食品営業に係る手数料の額は、当該食品営業に係る手数料の金額の欄に掲げる額の5分の4に相当する金額（100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。この場合においては、新条例別表アの表備考1の規定は適用せず、同表備考2中「備考1」とあるのは、「岡崎市保健所の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和3年岡崎市条例第 号）附則第2項」とする。

（理由）

この条例案を提出したのは、食品衛生法及び食品衛生法施行令の一部改正に伴

い、食品営業の許可申請手数料を見直す必要があるによる。

岡崎市食品衛生条例の全部改正について

岡崎市食品衛生条例を次のように定めるものとする。

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市食品衛生条例

岡崎市食品衛生条例（平成14年岡崎市条例第50号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。次条において「政令」という。）第8条第1項の規定に基づく食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に係る基準並びに生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設に係る届出に関し必要な事項を定めるものとする。

（食品衛生検査施設の基準）

第2条 政令第8条第1項の規定による食品衛生検査施設の設備に係る基準は、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第36条第1項各号に定めるとおりとする。

2 政令第8条第1項の規定による食品衛生検査施設の職員の配置に係る基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。

（生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設に係る届出）

第3条 生食用食肉（牛の食肉（内臓を除く。）であって、生食用として販売（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第5条に規定する販売をいう。）の用に供するものに限る。以下この条において同じ。）を加工し、又は調理して供与する業務を営もうとする者は、生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設ごとに、規則で定めるところにより、保健所長に届け出なければならない。

（規則への委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

(理由)

この条例案を提出したのは、食品衛生法の一部改正に伴い、所要の規定を整理する必要があるによる。

岡崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等
等を定める条例の一部改正について

岡崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める
条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定
める条例の一部を改正する条例

岡崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める
条例（平成27年岡崎市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「法第30条第1項第3号」を「同項第3号」に改める。

別表第1アの表備考を次のように改める。

備考 「保育短時間」とは、保育の利用時間を午前8時から午後4時（土曜日
にあつては、午後零時30分）までとするものをいう。

別表第1イの表備考を次のように改める。

備考 「保育標準時間」とは、保育の利用時間を午前7時から午後6時までと
するものをいう。

別表第3備考を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の岡崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の利用者負担額等を定める条例別表第1アの表備考及び別表第1イの表備考並
びに別表第3の規定は、延長保育及び病後児保育が行われた月が令和3年9月
以後の場合における延長保育料及び病後児保育料について適用し、延長保育及
び病後児保育が行われた月が同年8月以前の場合における延長保育料及び病後

児保育料については、なお従前の例による。

(理由)

この条例案を提出したのは、地方税法の一部改正により未婚のひとり親を対象とした控除が創設されたことに伴い、未婚のひとり親のみなし寡婦（夫）適用に係る規定を整理する必要があるによる。

岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正について

岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成14年岡崎市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「市内において浄化槽保守点検業を営む」を「本市を営業区域に含む」に改め、同項第3号中「取締役」の次に「、執行役」を加え、「いう。以下」を「いい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第5条第1項において」に改め、同条第2項第1号中「第7号までに」を「第7号まで及び第9号のいずれにも」に改める。

第5条第1項第5号中「いう。）」の次に「、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を、「者」の次に「(第9号において「暴力団員等」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(9) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第7条第2号中「役員」の次に「(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。第5号において同じ。）」を加える。

第9条第1項中「ごとに」の次に「次の各号のいずれにも該当する」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該浄化槽保守点検業者の専属であること。
- (2) 当該営業所の専任であること。

第9条の次に次の1条を加える。

(浄化槽管理士に対する研修)

第9条の2 浄化槽保守点検業者は、その営業所に置く浄化槽管理士に対し、規則で定めるところにより、浄化槽の保守点検に関する知識及び技能の向上を図るための研修の機会を与えなければならない。

第10条第2項を次のように改める。

2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行ったときは、速やかに、当該浄化槽の管理者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。ただし、第4項ただし書の規定による委託を受けた浄化槽の保守点検を行った場合については、この限りでない。

- (1) 浄化槽の保守点検の結果
- (2) 浄化槽の清掃をすべき時期
- (3) 法第7条第1項又は第11条第1項の水質に関する検査を受けるべき時期
- (4) その他浄化槽の適正な維持管理に必要な事項

第10条中第3項を第8項とし、第2項の次に次の5項を加える。

3 浄化槽保守点検業者は、前項の規定による同項第2号に掲げる事項の通知をした場合において、当該浄化槽の管理者が清掃の委託をし、又はしようとする浄化槽清掃業者があるときは、当該浄化槽清掃業者に対し、当該通知をした旨を連絡しなければならない。

4 浄化槽保守点検業者は、委託を受けた浄化槽の保守点検を他人に委託してはならない。ただし、浄化槽の管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を規則で定める基準に従って他の浄化槽保守点検業者に委託する場合は、この限りでない。

5 前項ただし書の規定による委託を受けた浄化槽保守点検業者は、当該浄化槽の保守点検を行ったときは、速やかに、当該浄化槽の管理者に対し、第2項第1号及び第4号に掲げる事項を書面により通知し、かつ、当該委託をした浄化槽保守点検業者（次項及び第7項において「再委託者」という。）に対し、当該通知の内容を報告しなければならない。

6 再委託者は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、当該浄化槽の管理者に対し、第2項第2号及び第3号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

7 第3項の規定は、再委託者が前項の規定による第2項第2号に掲げる事項の通知をした場合について準用する。

第12条中「帳簿」の次に「(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))をもって作成するものを含む。第14条第2項及び第18条第3号において同じ。)」を、「記載し」の次に「、又は記録し」を加える。

第13条第1項第2号中「第8号」を「第9号」に改める。

第14条第1項中「浄化槽保守点検業者」の次に「その他浄化槽保守点検業を営む者」を加え、同条第2項中「浄化槽保守点検業者」の次に「その他浄化槽保守点検業を営む者」を加え、「若しくは事務所」を「、事務所その他の場所」に、「帳簿書類」を「帳簿、書類」に改める。

第18条第3号中「に記載」の次に「し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録」を、「の記載」の次に「若しくは記録」を加える。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(理由)

この条例案を提出したのは、浄化槽保守点検業者を軸とした浄化槽管理関係者間の連携強化及び不適正な業者を始めとする浄化槽保守点検業者への指導強化を行うことで、生活排水対策をより一層推進し、公共用水域の更なる水質改善を目指す必要があるによる。

岡崎市工場等建設奨励条例の一部改正について

岡崎市工場等建設奨励条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市工場等建設奨励条例の一部を改正する条例

岡崎市工場等建設奨励条例（平成10年岡崎市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 産業立地誘導地区 岡崎市土地利用基本条例（平成27年岡崎市条例第39号）

第6条第1項に規定する土地利用基本計画において定める産業立地誘導地区をいう。

第5条第3号ア中「又は特定地域」を「、特定地域又は産業立地誘導地区」に改め、「もの」の次に「(産業立地誘導地区において建設するものにあつては、岡崎市開発行為の許可等に関する条例（平成28年岡崎市条例第63号。以下「開発許可条例」という。）第30条第2項の規定に該当するものとして都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可を受けて建設するものに限る。）」を加える。

第6条第1項第3号中「又は特定地域」を「、特定地域又は産業立地誘導地区」に改め、「新築した工場等」の次に「(産業立地誘導地区において新築した工場等にあつては、開発許可条例第30条第2項の規定に該当するものとして都市計画法第29条第1項の許可を受けて新築した工場等に限る。）」を加え、同項第4号中「又は特定地域」を「、特定地域又は産業立地誘導地区」に改め、「増築した工場等」の次に「(産業立地誘導地区において増築した工場等にあつては、開発許可条例第30条第2項の規定に該当するものとして都市計画法第29条第1項の許可を受けて増築した工場等に限る。）」を加え、同条第2項第1号中「又は特定地域」

を「、特定地域又は産業立地誘導地区」に改め、「新築した倉庫等」の次に「(産業立地誘導地区において新築した倉庫等にあつては、開発許可条例第30条第2項の規定に該当するものとして都市計画法第29条第1項の許可を受けて新築した倉庫等に限る。)」を加え、同項第2号中「又は特定地域」を「、特定地域又は産業立地誘導地区」に改め、「おいて増築した倉庫等」の次に「(産業立地誘導地区において増築した倉庫等にあつては、開発許可条例第30条第2項の規定に該当するものとして都市計画法第29条第1項の許可を受けて増築した倉庫等に限る。)」を加え、「限る。第4号」を「限る。同号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の岡崎市工場等建設奨励条例の規定は、この条例の施行の日以後に建設計画の認定の申請をした者について適用し、同日前に当該申請をした者については、なお従前の例による。

(理由)

この条例案を提出したのは、工場等及び倉庫等の更なる立地促進を図るため、産業立地誘導地区に建設される工場等及び倉庫等について奨励措置を拡充する必要があるによる。

岡崎市土地区画整理事業助成条例の一部改正について

岡崎市土地区画整理事業助成条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市土地区画整理事業助成条例の一部を改正する条例

岡崎市土地区画整理事業助成条例（昭和45年岡崎市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号及び第3号中「都市再生土地区画整理事業」を「基盤補強型土地区画整理事業」に改める。

第8条第1項第1号を次のように改める。

(1) 次に掲げる土地の取得に要する費用の額の範囲内で移転移設、公共施設工事及び宅地整地に要する費用（第3号、第5号及び第6号に該当する費用を除く。）

ア 都市計画において定められた幹線道路、公園、広場、緑地又は水路の用に供する土地の取得に要する費用（法第120条の規定により負担されるものを除く。）

イ 幅員が8メートルを超える区画道路（アに規定する幹線道路を除く。）の用に供する土地の取得に要する費用のうち、当該幅員が8メートルを超える部分に係る費用

ウ 調整池の用に供する土地の取得に要する費用

第8条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 調整池の築造に要する費用

第8条第1項第6号を次のように改める。

(6) 調整池の用に供する土地に存する建築物及び工作物の移転に要する費用

第8条第1項第7号中「都市再生土地区画整理事業」を「基盤補強型土地区

画整理事業」に改め、同条第2項を削る。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び3項を加える。

(補助金の特例)

- 2 助成措置の指定を受けた土地区画整理組合のうち、都市計画マスタープラン(本市の都市計画法第18条の2第1項に規定する基本方針をいう。)で定める広域観光交流拠点の整備と一体的に実施する必要があるものとして規則で定める土地区画整理事業を施行するものに補助金を交付する場合における第8条の規定の適用については、同条第1号中「第6号」とあるのは「第6号並びに附則第3項第1号から第3号まで」と、同号イ中「8メートルを超える区画道路」とあるのは「6メートル以上の区画道路」と、「8メートルを超える部分」とあるのは「4メートルを超える部分」と読み替えるものとする。
- 3 市長は、前項の規定の適用を受ける土地区画整理組合に対し、予算の範囲内において規則で定めるところにより、同項の規定により読み替えて適用する第8条の規定による補助金に加え、次に掲げる費用の全部又は一部を補助金として交付することができる。
 - (1) 幅員が6メートル以上の施行地区内の道路の築造に要する費用
 - (2) 幅員が6メートル以上の施行地区内の道路の用に供する土地に存する建築物及び工作物の移転に要する費用
 - (3) 水路の築造に要する費用
 - (4) 調査設計に要する費用(第8条第7号の費用を除く。)
- 4 附則第2項の規定により読み替えて適用する第8条の規定による補助金の額及び前項の規定による補助金の額の合計額の一土地区画整理組合ごとの限度額は、土地区画整理事業に要する費用の3分の2に相当する額とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(理由)

この条例案を提出したのは、広域観光交流拠点と一体的に基盤整備を行う地区において土地区画整理事業を施行する土地区画整理組合に対し、補助金の交付対象となる費用の範囲を拡大する必要があるによる。

岡崎市道路の構造の技術的基準に関する条例の一部改正について

岡崎市道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市道路の構造の技術的基準に関する条例（平成24年岡崎市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項中「の車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第6条第2項中「副道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第9条第1項中「又は第4種の道路」を「(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級及び第4級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路(」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(」に改める。

第10条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第11条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第24条第2項中「車道及び側道の舗装の構造の基準に関する省令」を「車道及び側道の舗装の構造の基準に関する省令」に改める。

第31条第3号中「車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第40条第1項中「第8条」の次に「、第8条の2第3項」を加え、同条第2項中「第5条第2項から第4項」を「第5条第3項から第5項」に改め、「第8条」の次に「、第8条の2第3項」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第3種又は第4種の市が管理する市道については、この条例による改正後の岡崎市道路の構造の技術的基準に関する条例第8条の2並びに第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(理由)

この条例案を提出したのは、道路構造令の一部改正に伴い、市道を新設し、又は改築する場合における自転車通行帯の設置基準を定めるとともに、自転車道の設置要件を見直す必要があるによる。

令和3年第21号議案

岡崎市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正 について

岡崎市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年岡崎市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第2号中「341,057人」を「339,763人」に改め、同項第3号中「6,140ヘクタール」を「6,108ヘクタール」に改め、同項第4号中「151,622立方メートル」を「152,584立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、公共下水道の事業計画の変更に伴い、計画処理人口、計画処理区域面積及び計画1日最大汚水量を改める必要があるによる。

令和3年第22号議案

岡崎市学校給食センター条例の一部改正について

岡崎市学校給食センター条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市学校給食センター条例の一部を改正する条例

岡崎市学校給食センター条例（昭和45年岡崎市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を削る。

附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、岡崎市立幼保連携型認定こども園に対する給食業務を民間事業者に委託することに伴い、こども園に対する給食実施に係る規定を削る必要があるによる。

令和3年第23号議案

令和2年度岡崎市一般会計補正予算（第14号）

令和2年度岡崎市の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,279,314千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ175,759,816千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加及び変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	市税	70,684,926	△246,000	70,438,926
	1 市民税	31,044,905	△220,000	30,824,905
	3 軽自動車税	923,719	△26,000	897,719
10	環境性能割交付金	310,000	△102,000	208,000
	1 環境性能割交付金	310,000	△102,000	208,000
11	地方特例交付金	463,970	89,488	553,458
	1 地方特例交付金	463,970	89,488	553,458
12	地方交付税	110,000	24,448	134,448
	1 地方交付税	110,000	24,448	134,448
14	分担金及び負担金	1,005,433	△20,526	984,907
	1 負担金	1,005,433	△20,526	984,907
15	使用料及び手数料	1,912,376	△93,783	1,818,593
	1 使用料	1,276,061	△96,203	1,179,858
	2 手数料	636,315	2,420	638,735
16	国庫支出金	58,500,702	2,728,715	61,229,417
	1 国庫負担金	14,173,374	△380,032	13,793,342
	2 国庫補助金	44,246,259	3,108,747	47,355,006
17	県支出金	9,818,199	△286,115	9,532,084
	1 県負担金	5,135,718	△129,933	5,005,785
	2 県補助金	3,814,317	△134,529	3,679,788
	3 委託金	851,300	△21,653	829,647
18	財産収入	699,603	△2,086	697,517
	1 財産運用収入	204,849	△7,734	197,115
	2 財産売払収入	494,754	5,648	500,402

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
19	寄附金	136,895	2,946	139,841
	1 寄附金	136,895	2,946	139,841
20	繰入金	8,021,488	△52,023	7,969,465
	1 特別会計繰入金	22,872	18,849	41,721
	2 基金繰入金	7,998,616	△70,872	7,927,744
22	諸収入	3,945,097	△109,750	3,835,347
	4 受託事業収入	103,025	△4,167	98,858
	5 雑入	2,776,740	△105,583	2,671,157
23	市債	5,672,000	346,000	6,018,000
	1 市債	5,672,000	346,000	6,018,000
	歳入合計	173,480,502	2,279,314	175,759,816

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	761,826	△16,558	745,268
	1 議会費	761,826	△16,558	745,268
2	総務費	53,127,075	4,309,652	57,436,727
	1 総務管理費	8,999,881	4,655,268	13,655,149
	2 総務諸費	41,712,437	△242,653	41,469,784
	3 徴税費	1,030,791	△4,900	1,025,891
	4 戸籍住民基本台帳費	842,849	△33,914	808,935
	5 選挙費	236,660	△36,479	200,181
	6 統計調査費	204,660	△27,670	176,990
3	民生費	49,009,753	△1,131,621	47,878,132
	1 社会福祉費	11,649,667	△155,076	11,494,591
	2 老人福祉費	9,377,881	△159,090	9,218,791
	3 児童福祉費	24,240,827	△813,620	23,427,207
	4 生活保護費	3,741,375	△3,835	3,737,540
4	衛生費	15,092,837	△353,128	14,739,709
	1 保健衛生費	6,183,234	△370,055	5,813,179
	2 衛生諸費	3,633,337	89,570	3,722,907
	3 環境費	742,754	△6,301	736,453
	4 清掃費	4,533,512	△66,342	4,467,170
5	労働費	279,146	△29,716	249,430
	1 労働諸費	279,146	△29,716	249,430
6	農林業費	1,640,120	△72,957	1,567,163
	1 農業費	538,983	△13,171	525,812
	2 農業基盤整備費	756,825	△52,216	704,609

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	3 林業費	344,312	△7,570	336,742
7	商工費	5,123,061	△710,950	4,412,111
	1 商工費	5,123,061	△710,950	4,412,111
8	土木費	19,620,412	551,875	20,172,287
	1 土木管理費	1,342,600	0	1,342,600
	2 交通安全対策費	437,902	△19,466	418,436
	3 道路橋りょう費	3,437,751	26,454	3,464,205
	4 河川費	864,427	△65,488	798,939
	5 都市計画費	6,224,824	306,573	6,531,397
	6 公園緑地費	2,744,584	△112,596	2,631,988
	7 土地区画整理費	575,332	489,756	1,065,088
	8 住宅費	3,992,992	△73,358	3,919,634
9	消防費	4,117,900	△29,620	4,088,280
	1 消防費	4,117,900	△29,620	4,088,280
10	教育費	18,056,511	△223,107	17,833,404
	1 教育総務費	3,031,016	△133,266	2,897,750
	2 小学校費	2,669,247	144,704	2,813,951
	3 中学校費	1,210,382	154,493	1,364,875
	4 学校教育費	5,981,171	△301,469	5,679,702
	5 社会教育費	2,285,190	△68,988	2,216,202
	6 保健体育費	2,879,505	△18,581	2,860,924
12	公債費	6,456,859	△14,556	6,442,303
	1 公債費	6,456,859	△14,556	6,442,303
	歳出合計	173,480,502	2,279,314	175,759,816

第2表 継続費補正

1 追加

款	項	事業名	総額	年度	年割額
8 土木費	7 土地 区画 整理費	柱町線整備事業 (第2期)	千円 1,916,000	令和2年度	186,000
				令和3年度	2,420
				令和4年度	1,220,580
				令和5年度	457,000
				令和6年度	50,000

2 変更

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
2 総務費	1 総 務 管理費	福社会館 改修事業	千円 883,784	令和2年度	千円 394,752	千円 876,124	令和2年度	千円 292,754
				令和3年度	489,032		令和3年度	583,370
	2 総 務 諸 費	せきれい ホ ー ル 改修事業	815,531	令和元年度	14,300	793,501	令和元年度	14,300
				令和2年度	801,231		令和2年度	779,201
3 民生費	3 児 童 福祉費	豊 富 保 育 園 園舎建替 事 業	776,348	令和2年度	165,410	774,438	令和2年度	163,500
				令和3年度	610,938		令和3年度	610,938
8 土木費	6 公 園 緑地費	岡崎中央 総合公園 総 合 体 育 館 改修事業 (第2期)	666,578	令和2年度	73,200	663,878	令和2年度	70,500
				令和3年度	593,378		令和3年度	593,378

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
8 土木費	7 土 地 区 画 整理費	柱 町 線 整備事業	千円		千円	千円		千円
			4,288,680	平成 28 年度	95,185	3,491,953	平成 28 年度	95,185
				平成 29 年度	714,972		平成 29 年度	714,972
				平成 30 年度	533,852		平成 30 年度	533,852
				令和 元年度	1,432,096		令和 元年度	1,432,096
				令和 2 年度	0		令和 2 年度	279,234
				令和 3 年度	667,353		令和 3 年度	0
	8 住宅費	市 営 住 宅 建設事業 (平地荘 C・D・ E 工区)	2,175,713	令和 2 年度	15,429	2,169,030	令和 2 年度	14,900
				令和 3 年度	2,160,284		令和 3 年度	2,154,130
10 教育費	2 小 学 校 費	岡 崎 小 学 校 校 舎 整 備 事 業	836,991	令和 2 年度	82,565	826,226	令和 2 年度	71,800
				令和 3 年度	754,426		令和 3 年度	754,426
	4 学 校 教育費	総合学習 センター ホ ー ル 建設事業	426,023	令和 元年度	85,115	419,641	令和 元年度	85,115
				令和 2 年度	340,908		令和 2 年度	334,526

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
10 教育費	5 社 会 教育費	旧本宿村 役 場 復原事業	千円 211,668	令和2年度	千円 63,337	千円 203,632	令和2年度	千円 34,500
				令和3年度	148,331		令和3年度	169,132

第3表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	福祉総合相談システム 開発事業	千円 9,790
		8 土木費	2 交通安全対策費
		交通安全施設 維持管理事業	12,826
	3 道路橋りょう費	道路ストック 点検修繕事業	199,758
		道路新設改良事業 (奥殿学校線 ほか3路線)	47,780
		道路新設改良事業 (東奥洞七ツ池線)	64,160
		橋りょう耐震事業	28,550
		橋りょう長寿命化 修繕事業	66,550
		5 都市計画費	鉄道駅バリアフリー化 推進事業
		交通政策推進事業	9,988
		都市計画道路計画 策定事業	21,593

款	項	事業名	金額
8 土木費	5 都市計画費	岡崎駅周辺整備事業	143,150
		地籍調査事業	45,995
		街路事業（若松線）	254,000
	6 公園緑地費	東公園動物園 管理運営事業	776
	7 土地区画整理費	岡崎駅南土地区画整理 事業費補助事業	26,000
		岡崎駅東 土地区画整理事業	66,947
		岡崎駅針崎若松 土地区画整理事業	27,500
	8 住宅費	市営住宅改修事業	78,176
		市営住宅施設保全事業	6,367
	9 消防費	1 消防費	災害対策設備整備事業
10 教育費	2 小学校費	小学校管理事業	59,600
		小学校施設保全事業 （常磐東小学校 ほか1校）	179,113
	3 中学校費	中学校管理事業	27,200

款	項	事業名	金額
10 教育費	3 中学校費	中学校施設保全事業 (東海中学校ほか1校)	千円 143,308
	4 学校教育費	新学校給食センター 整備事業	26,670

2 変更

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	地域情報通信 基盤整備事業	千円 527,695	地域情報通信 基盤整備事業	千円 558,064
8 土木費	5 都市計画費	スマートイン ターチェンジ 整備事業	228,528	スマートイン ターチェンジ 整備事業	277,280

第4表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校校舎改修事業費	千円 69,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。
中学校大規模改造事業費	29,000			
中学校校舎改修事業費	38,000			
減収補填	480,000			
計	616,000			

2 変更

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
庁 舎 整 備 事 業 費	188,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。
交通安全対策整備事業費	57,000			
道 路 整 備 事 業 費	668,000			
河 川 改 修 事 業 費	178,000			
岡崎駅周辺整備事業費	122,000			
都市計画道路整備事業費	8,000			
公 園 整 備 事 業 費	197,000			
岡崎駅南土地区画整理事業費	28,000			
岡崎駅東土地区画整理事業費	10,000			
岡崎駅針崎若松土地区画整理事業費	5,000			
公 営 住 宅 整 備 事 業 費	1,830,000			
消 防 施 設 整 備 事 業 費	125,000			
総合学習センター整備事業費	358,000			
旧本宿村役場整備事業費	31,000			
計	5,672,000			

補		正		後	
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法		
千 141,000	変 更 な し	変 更 な し	変 更 な し	変 更 な し	変 更 な し
48,000					
535,000					
176,000					
93,000					
98,000					
191,000					
36,000					
96,000					
10,000					
1,629,000					
120,000					
356,000					
6,000					
5,402,000					

令和3年第24号議案

令和2年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算
(第2号)

令和2年度岡崎市の阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ158,296千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ271,372千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	繰入金	429,666	△158,296	271,370
	1 一般会計繰入金	429,666	△158,296	271,370
	歳入合計	429,668	△158,296	271,372

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	工業団地造成費	411,113	△150,000	261,113
	1 工業団地造成費	411,113	△150,000	261,113
3	公債費	9,900	△8,296	1,604
	1 公債費	9,900	△8,296	1,604
	歳出合計	429,668	△158,296	271,372

令和3年第25号議案

令和2年度岡崎市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度岡崎市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ38,232千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ513,081千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	分担金及び負担金	21,023	△3,705	17,318
	1 分担金	3,630	△1,789	1,841
	2 負担金	17,393	△1,916	15,477
4	県支出金	75,840	1,267	77,107
	1 県補助金	75,840	1,267	77,107
5	繰入金	277,775	△34,575	243,200
	1 一般会計繰入金	277,775	△34,575	243,200
7	諸収入	176	15,381	15,557
	3 雑入	1	15,381	15,382
8	市債	69,100	△16,600	52,500
	1 市債	69,100	△16,600	52,500
	歳入合計	551,313	△38,232	513,081

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	53,382	△3,525	49,857
	1 総務管理費	53,382	△3,525	49,857
2	施設管理費	192,039	△15,545	176,494
	1 維持管理費	192,039	△15,545	176,494
3	施設建設費	154,000	△19,162	134,838
	1 施設建設費	154,000	△19,162	134,838
	歳出合計	551,313	△38,232	513,081

第2表 地方債補正
変更

起債の目的	補		正		前	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		
農業集落排水事業費	69,100 千	普通貸借	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。		

補		正		後	
限	度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	
	千円 52,500	変 更 な し	変 更 な し	償 還 の 方 法	変 更 な し

令和2年度岡崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

令和2年度岡崎市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（事業勘定の歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ516,437千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,445,332千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（直営診療所勘定の歳入歳出予算の補正）

第2条 直営診療所勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,098千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103,778千円とする。

2 直営診療所勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第2表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	国民健康保険料	7,485,047	△31,592	7,453,455
	1 国民健康保険料	7,485,047	△31,592	7,453,455
5	国庫支出金	2	19,378	19,380
	2 国庫補助金	1	19,378	19,379
6	県支出金	21,447,781	△429,001	21,018,780
	1 県補助金	21,447,780	△429,001	21,018,779
7	財産収入	1,444	△18	1,426
	1 財産運用収入	1,444	△18	1,426
8	繰入金	2,973,716	△102,547	2,871,169
	1 一般会計繰入金	2,873,716	△102,547	2,771,169
9	繰越金	265	27,080	27,345
	1 繰越金	265	27,080	27,345
10	諸収入	53,486	263	53,749
	2 雑入	27,640	263	27,903
	歳入合計	31,961,769	△516,437	31,445,332

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	537,571	△22,726	514,845
	1 総務管理費	465,613	△22,726	442,887
	2 徴収費	71,151	0	71,151
2	保険給付費	21,182,018	△415,060	20,766,958
	1 療養諸費	18,571,592	△386,080	18,185,512
	2 諸給付費	2,610,426	△28,980	2,581,446
3	国民健康保険事業費納付金	9,757,770	0	9,757,770
	1 医療給付費分	6,722,195	0	6,722,195
	2 後期高齢者支援金等分	2,279,876	0	2,279,876
	3 介護納付金分	755,699	0	755,699
4	保健事業費	428,436	△79,334	349,102
	1 保健事業費	33,464	△10,731	22,733
	2 特定健康診査等事業費	394,972	△68,603	326,369
5	基金積立金	1,444	△18	1,426
	1 基金積立金	1,444	△18	1,426
6	諸支出金	53,530	701	54,231
	2 直営診療所勘定繰出金	5,814	701	6,515
	歳出合計	31,961,769	△516,437	31,445,332

第2表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	診療収入	72,015	△1,801	70,214
	1 外来診療収入	64,440	△1,801	62,639
4	繰入金	26,450	2,899	29,349
	1 事業勘定繰入金	5,814	701	6,515
	2 一般会計繰入金	20,636	2,198	22,834
	歳入合計	102,680	1,098	103,778

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	57,018	0	57,018
	1 総務管理費	57,018	0	57,018
2	医業費	43,005	1,098	44,103
	1 医業費	43,005	1,098	44,103
	歳出合計	102,680	1,098	103,778

令和3年第27号議案

令和2年度岡崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和2年度岡崎市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15,286千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,657,495千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	904,931	△12,527	892,404
	1 一般会計繰入金	904,931	△12,527	892,404
5	諸収入	335,944	△2,759	333,185
	3 受託事業収入	317,925	△2,759	315,166
	歳入合計	5,672,781	△15,286	5,657,495

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	97,053	263	97,316
	2 徴収費	15,471	263	15,734
3	保健事業費	398,915	△15,549	383,366
	1 健康診査等事業費	398,915	△15,549	383,366
	歳出合計	5,672,781	△15,286	5,657,495

令和3年第28号議案

令和2年度岡崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和2年度岡崎市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ825,514千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,920,499千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	国庫支出金	5,004,409	△57,023	4,947,386
	1 国庫負担金	4,223,541	△95,167	4,128,374
	2 国庫補助金	780,868	38,144	819,012
4	支払基金交付金	6,490,167	△214,576	6,275,591
	1 支払基金交付金	6,490,167	△214,576	6,275,591
5	県支出金	3,477,700	△111,325	3,366,375
	1 県負担金	3,205,552	△72,206	3,133,346
	2 県補助金	270,954	△39,119	231,835
6	財産収入	2,550	△65	2,485
	1 財産運用収入	2,550	△65	2,485
7	繰入金	4,501,452	△442,754	4,058,698
	1 一般会計繰入金	3,779,030	△112,873	3,666,157
	2 基金繰入金	722,422	△329,881	392,541
9	諸収入	100,221	229	100,450
	2 雑入	98,720	229	98,949
	歳入合計	25,746,013	△825,514	24,920,499

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	539,932	△9,379	530,553
	1 総務管理費	333,134	△2,663	330,471
	3 介護認定審査会費	185,605	△6,716	178,889
2	保険給付費	22,936,349	△514,800	22,421,549
	1 介護サービス等諸費	20,788,262	△400,000	20,388,262
	2 介護予防サービス等諸費	847,787	△78,000	769,787
	4 特定入所者介護サービス等費	640,296	△36,800	603,496
3	地域支援事業費	1,753,412	△301,298	1,452,114
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	932,537	△277,000	655,537
	2 一般介護予防事業費	41,903	△2,698	39,205
	3 包括的支援事業・任意事業費	777,308	△21,600	755,708
4	基金積立金	399,838	△65	399,773
	1 基金積立金	399,838	△65	399,773
5	諸支出金	115,482	28	115,510
	2 一般会計繰出金	12,771	28	12,799
	歳出合計	25,746,013	△825,514	24,920,499

令和3年第29号議案

令和2年度岡崎市継続契約集合支払特別会計補正予算（第2号）

令和2年度岡崎市の継続契約集合支払特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,556千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,580,414千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	繰入金	1,591,970	△11,556	1,580,414
	1 一般会計繰入金	1,548,734	△11,556	1,537,178
	歳入合計	1,591,970	△11,556	1,580,414

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	継続契約集合支出	1,591,970	△11,556	1,580,414
	1 継続契約集合支出	1,591,970	△11,556	1,580,414
	歳出合計	1,591,970	△11,556	1,580,414

令和3年第30号議案

令和2年度岡崎市額田北部診療所特別会計補正予算（第2号）

令和2年度岡崎市の額田北部診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	診療収入	95,175	△1,872	93,303
	1 外来診療収入	86,109	△1,872	84,237
4	繰入金	7,449	1,872	9,321
	1 一般会計繰入金	7,449	1,872	9,321
	歳入合計	105,070	0	105,070

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	51,708	0	51,708
	1 総務管理費	51,708	0	51,708
	歳出合計	105,070	0	105,070

令和3年第31号議案

令和2年度岡崎市こども発達医療センター特別会計補正予算（第3号）

令和2年度岡崎市のこども発達医療センター特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,256千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ220,973千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	診療収入	72,720	8,379	81,099
	1 外来診療収入	72,720	8,379	81,099
3	繰入金	143,865	△14,104	129,761
	1 一般会計繰入金	143,865	△14,104	129,761
5	諸収入	10,287	△1,531	8,756
	2 雑入	9,922	△1,531	8,391
	歳入合計	228,229	△7,256	220,973

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	162,187	△7,256	154,931
	1 総務管理費	162,187	△7,256	154,931
2	医業費	28,652	0	28,652
	1 医業費	28,652	0	28,652
	歳出合計	228,229	△7,256	220,973

令和3年第32号議案

令和2年度岡崎市岡崎駅東土地区画整理事業清算金特別会計補正
予算（第1号）

令和2年度岡崎市の岡崎駅東土地区画整理事業清算金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,807千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,809千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	換地清算金収入	1	7,055	7,056
	1 換地清算徴収金	1	7,055	7,056
2	繰越金	1	13,752	13,753
	1 繰越金	1	13,752	13,753
	歳入合計	2	20,807	20,809

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	換地清算金	1	1,986	1,987
	1 換地清算交付金	1	1,986	1,987
2	諸支出金	1	18,821	18,822
	1 一般会計繰出金	1	18,821	18,822
	歳出合計	2	20,807	20,809

令和3年第33号議案

令和2年度岡崎市宮崎財産区特別会計補正予算（第1号）

令和2年度岡崎市の宮崎財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,044千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,451千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	4,530	△1,786	2,744
	1 基金繰入金	4,530	△1,786	2,744
4	繰越金	1	694	695
	1 繰越金	1	694	695
5	諸収入	57	48	105
	1 雑入	57	48	105
	歳入合計	5,495	△1,044	4,451

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	区有林費	3,210	△1,044	2,166
	1 区有林費	3,210	△1,044	2,166
	歳出合計	5,495	△1,044	4,451

令和3年第34号議案

令和2年度岡崎市形埜財産区特別会計補正予算（第1号）

令和2年度岡崎市の形埜財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ545千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,224千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	5,662	△1,286	4,376
	1 基金繰入金	5,662	△1,286	4,376
4	繰越金	1	739	740
	1 繰越金	1	739	740
5	諸収入	13	2	15
	1 雑入	13	2	15
	歳入合計	6,769	△545	6,224

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	5,652	△545	5,107
	1 総務管理費	5,652	△545	5,107
3	区有林費	777	0	777
	1 区有林費	777	0	777
	歳出合計	6,769	△545	6,224

令和2年度岡崎市病院事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和2年度病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和2年度病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

（項目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（4）主要な建設改良事業			
建設改良費事業費	499,182千円	△13,841千円	485,341千円
（収益的収入及び支出）			

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 病院事業収益	24,098,952千円	225,998千円	24,324,950千円
第2項 医業外収益	2,918,253千円	225,998千円	3,144,251千円
支 出			
第1款 病院事業費用	25,869,583千円	△248,069千円	25,621,514千円
第1項 医業費用	25,095,886千円	△246,010千円	24,849,876千円
第2項 医業外費用	742,952千円	△2,059千円	740,893千円
（資本的収入及び支出）			

第4条 予算第4条中本文括弧書を改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額968,609千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,663千円並びに過年度分損益勘定留保資金965,946千円で補填するものとする。）。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	1,095,595千円	65,120千円	1,160,715千円
第1項 他会計負担金	720,369千円	△6,921千円	713,448千円
第5項 補助金	1,385千円	72,041千円	73,426千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,143,165千円	△13,841千円	2,129,324千円
第1項 建設改良費	1,083,854千円	△13,841千円	1,070,013千円

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

令和2年度岡崎市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和2年度水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和2年度水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

（項目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
(2) 年間総給水量	42,330,000m ³	△351,000m ³	41,979,000m ³
(3) 1日平均給水量	115,970m ³	△960m ³	115,010m ³
(4) 主要な建設改良事業			
施設更新工事 事業費	343,522千円	△39,000千円	304,522千円
管路耐震化工事 事業費	3,330,500千円	△119,041千円	3,211,459千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 水道事業収益	7,797,856千円	△43,388千円	7,754,468千円
第1項 営業収益	6,508,792千円	△60,538千円	6,448,254千円
第2項 営業外収益	1,289,062千円	149千円	1,289,211千円
第3項 特別利益	2千円	17,001千円	17,003千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	7,518,235千円	△58,265千円	7,459,970千円
第1項 営業費用	7,234,194千円	△116,805千円	7,117,389千円
第2項 営業外費用	273,617千円	58,540千円	332,157千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中本文括弧書を改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,979,193千円は減債積立金105,640千円、建設改良積立金500,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額298,381千円並びに過年度分損益勘定留保資金2,075,172千円で補填するものとする。）。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	

第1款 資本的収入	2,236,147千円	△49,880千円	2,186,267千円
第1項 企業債	910,000千円	△7,000千円	903,000千円
第2項 出資金	720,399千円	9,445千円	729,844千円
第3項 工事負担金	296,287千円	△50,777千円	245,510千円
第6項 補助金	19,560千円	△1,548千円	18,012千円
		出	
第1款 資本的支出	5,380,695千円	△215,235千円	5,165,460千円
第1項 建設改良費	3,969,717千円	△214,701千円	3,755,016千円
第2項 企業債償還金	1,309,067千円	△534千円	1,308,533千円

(継続費)

第5条 過年度議決済みに係る継続費の総額及び年割額を次のように改める。

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1資本的支出	1建設改良費	仁木浄水場電気設備更新事業	千円	令和元年度	千円	千円	令和元年度	千円
			162,486	62,727	158,401	62,727		
				令和2年度	99,759		令和2年度	95,674

(企業債)

第6条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のように改める。

区分	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
補正前	水道事業費	千円 910,000	普通貸借	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は企業財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。

補正後	水道事業費	903,000	変更なし	変更なし	変更なし
-----	-------	---------	------	------	------

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	951,930千円	△17,417千円	934,513千円

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中根 康 浩

令和2年度岡崎市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和2年度下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和2年度下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

（項 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(2) 年間総処理水量	38,683,000m ³	1,176,000m ³	39,859,000m ³
(3) 1日平均処理水量	105,980m ³	3,220m ³	109,200m ³
(4) 主要な建設改良事業			
管渠施設築造工事 事業費	1,929,700千円	570,680千円	2,500,380千円
管渠施設改良工事 事業費	1,652,000千円	888,102千円	2,540,102千円
ポンプ施設築造工事 事業費	366,100千円	342,000千円	708,100千円
ポンプ施設改良工事 事業費	445,050千円	△5,550千円	439,500千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 下水道事業収益	9,327,882千円	78,506千円	9,406,388千円
第1項 営業収益	6,385,124千円	11,969千円	6,397,093千円
第2項 営業外収益	2,942,757千円	46,856千円	2,989,613千円
第3項 特別利益	1千円	19,681千円	19,682千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用	8,508,812千円	56,704千円	8,565,516千円
第1項 営業費用	7,383,156千円	73,962千円	7,457,118千円
第2項 営業外費用	1,119,656千円	△17,258千円	1,102,398千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中本文括弧書を改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,786,694千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額318,911千円、過年度分損益勘定留保資金1,634,547千円並びに当年度分損益勘定留保資金1,833,236千円で補填するものとする。）。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収		入	
第1款 資本的収入	5,686,335千円	1,983,793千円	7,670,128千円
第1項 企業債	3,679,500千円	930,100千円	4,609,600千円
第2項 負担金	252,669千円	1,920千円	254,589千円
第3項 補助金	1,752,460千円	1,051,773千円	2,804,233千円
支		出	
第1款 資本的支出	9,440,238千円	2,016,584千円	11,456,822千円
第1項 建設改良費	5,333,093千円	2,016,584千円	7,349,677千円

(債務負担行為)

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
雨水ポンプ場改築事業 に要する経費 (大門雨水ポンプ場)	令和3年度から 令和4年度まで	千円 1,254,900

(企業債)

第6条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のように改める。

区分	起債の 目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
補 正 前	下水道 事業費	千円 2,921,500	普通貸借	4.0%以内(た だし、利率見 直し方式で借 り入れる資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	政府資金等につ いてはその融 資条件により 、銀行その他の 場合にはその 債権者と協 定する融資条 件による。た だし、融資条 件又は企業財 政の都合によ り償還年限を 短縮し、若し くは繰上償還 し、又は低利 債に借換えす ることができる。
補 正 後	下水道 事業費	3,851,600	変更なし	変 更 な し	変 更 な し

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	493,879千円	9,571千円	503,450千円

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中根 康 浩

令和3年度岡崎市一般会計予算

令和3年度岡崎市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ122,100,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 市税		65,249,529
	1 市民税	26,301,698
	2 固定資産税	27,673,166
	3 軽自動車税	939,338
	4 市たばこ税	2,126,338
	5 鉱産税	500
	6 入湯税	455
	7 事業所税	2,977,663
	8 都市計画税	5,230,371
2 地方譲与税		946,000
	1 地方揮発油譲与税	223,000
	2 自動車重量譲与税	655,000
	3 森林環境譲与税	68,000
3 利子割交付金		31,000
	1 利子割交付金	31,000
4 配当割交付金		352,000
	1 配当割交付金	352,000
5 株式等譲渡所得割交付金		265,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	265,000
6 法人事業税交付金		310,000
	1 法人事業税交付金	310,000
7 地方消費税交付金		8,297,000
	1 地方消費税交付金	8,297,000

款	項	金 額
		千円
8	ゴルフ場利用税交付金	86,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	86,000
9	自動車取得税交付金	1
	1 自動車取得税交付金	1
10	環境性能割交付金	240,000
	1 環境性能割交付金	240,000
11	地方特例交付金	529,754
	1 地方特例交付金	529,753
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税 減収補填特別交付金	1
12	地方交付税	50,000
	1 地方交付税	50,000
13	交通安全対策特別交付金	59,766
	1 交通安全対策特別交付金	59,766
14	分担金及び負担金	1,052,893
	1 負担金	1,052,893
15	使用料及び手数料	1,834,654
	1 使用料	1,239,754
	2 手数料	594,900
16	国庫支出金	18,233,492
	1 国庫負担金	15,239,782
	2 国庫補助金	2,886,589
	3 委託金	107,121
17	県支出金	8,567,670

款	項	金 額
		千円
	1 県負担金	5,266,619
	2 県補助金	2,446,593
	3 委託金	840,012
	4 県交付金	14,446
18	財産収入	962,051
	1 財産運用収入	206,877
	2 財産売却収入	755,174
19	寄附金	126,876
	1 寄附金	126,876
20	繰入金	6,163,705
	1 特別会計繰入金	162,205
	2 基金繰入金	6,001,500
21	繰越金	1
	1 繰越金	1
22	諸収入	4,340,608
	1 延滞金及び過料	125,001
	2 市預金利子	3,014
	3 貸付金元利収入	923,086
	4 受託事業収入	103,536
	5 雑入	3,185,971
23	市債	4,402,000
	1 市債	4,402,000
	歳 入 合 計	122,100,000

歳出

款	項	金額
1 議会費		661,817
	1 議会費	661,817
2 総務費		11,095,982
	1 総務管理費	7,679,009
	2 総務諸費	1,425,031
	3 徴税費	1,039,232
	4 戸籍住民基本台帳費	639,378
	5 選挙費	171,561
	6 統計調査費	46,139
	7 監査委員費	95,632
3 民生費		49,084,786
	1 社会福祉費	11,471,797
	2 老人福祉費	10,146,367
	3 児童福祉費	23,926,078
	4 生活保護費	3,540,541
	5 災害救助費	3
4 衛生費		14,989,613
	1 保健衛生費	6,653,667
	2 衛生諸費	3,392,229
	3 環境費	606,533
	4 清掃費	4,337,184
5 労働費		165,736
	1 労働諸費	165,736

款	項	金 額
6	農林業費	1,543,154
	1 農業費	517,928
	2 農業基盤整備費	685,955
	3 林業費	339,271
7	商工費	2,492,635
	1 商工費	2,492,635
8	土木費	17,349,280
	1 土木管理費	1,332,088
	2 交通安全対策費	281,232
	3 道路橋りょう費	2,937,405
	4 河川費	505,851
	5 都市計画費	6,021,343
	6 公園緑地費	2,594,632
	7 土地区画整理費	484,508
	8 住宅費	3,192,221
9	消防費	3,956,850
	1 消防費	3,956,850
10	教育費	13,796,607
	1 教育総務費	2,906,599
	2 小学校費	2,736,418
	3 中学校費	1,253,401
	4 学校教育費	3,995,735
	5 社会教育費	2,325,064

款	項	金 額
	6 保健体育費	579,390
11 災害復旧費		75,000
	1 公共土木施設災害復旧費	30,000
	2 農林業施設災害復旧費	15,000
	3 文教施設災害復旧費	10,000
	4 その他公共公用施設災害復旧費	20,000
12 公債費		6,788,538
	1 公債費	6,788,538
13 諸支出金		2
	1 普通財産取得費	2
14 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
	歳 出 合 計	122,100,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
8 土木費	5 都市 計画費	若松線整備事業	3,332,680 千円	令和3年度	29,610 千円
				令和4年度	190,360
				令和5年度	602,180
				令和6年度	321,310
				令和7年度	1,191,938
				令和8年度	712,932
				令和9年度	284,350

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
本会議運営に要する経費	令和4年度から 令和7年度まで	千円 8,360
会議録作成に要する経費	令和4年度	501
基幹システム運用保守に要する経費	令和4年度から 令和6年度まで	58,451
市民税等資料処理に要する経費	令和4年度	3,170
市民税当初賦課データ入力等に要する経費	令和4年度	1,009
個人住民税税額通知書等印字封入封緘に要する経費	令和4年度から 令和5年度まで	17,969
軽自動車税納税通知書等印字封入封緘に要する経費	令和4年度	2,095
土地家屋経年異動判読及び地番図家屋図修正に要する経費	令和4年度	59,246
土地評価システム運用管理に要する経費	令和4年度から 令和6年度まで	18,900
督促状等印字封入封緘に要する経費	令和4年度	9,765
学区こどもの家照明器具の賃借に要する経費	令和4年度から 令和13年度まで	66,632

事 項	期 間	限 度 額
愛知県信用保証協会 に対する損失補償	令和4年度	千円 平成20年度及び平成21年度 において岡崎市中小企業事業 資金の不況対策資金を愛知県 信用保証協会の信用保証によ り融資を受け、かつ同協会が 期間延長に伴う条件変更に応 じた者が、償還元利金の全部 又は一部を返済しない場合に おいて愛知県信用保証協会が 代位弁済に係る求償権償却額 から中小企業信用保険法に基 づく保険金として受領した額 を控除した額の2分の1に相 当する額
愛知県信用保証協会 に対する損失補償	令和4年度から 令和18年度まで	岡崎市中小企業事業資金の経 営改善資金を愛知県信用保証 協会の信用保証により融資を 受けた者が、その償還期限後 一定の日時を経過しても償還 元利金の全部又は一部を返済 しない場合において愛知県信 用保証協会が代位弁済に係る 求償権償却額から中小企業信 用保険法に基づく保険金とし て受領した額を控除した額の 2分の1に相当する額
阿知和地区工業団地関連道路等整備 に要する経費	令和4年度から 令和10年度まで	2,007,000千円に、物価変動、 制度の変更等に伴う増減額を 加算又は減算した額

事 項	期 間	限 度 額
乗合タクシーの運行（額田地域） に 要 す る 経 費	令和4年度から 令和5年度まで	千円 29,246
東岡崎駅周辺地区交通施設等 調査設計に要する経費	令和4年度	101,864
学校給食配送（東部学校給食 センター）に要する経費	令和4年度	14,571
学校給食配送（西部及び南部学校 給食センター）に要する経費	令和4年度	18,107
岡崎市土地開発公社による公共用地 の先行取得に要する経費	令和3年度から 令和8年度まで	6,880,000
岡崎市土地開発公社が融資を受ける 金融機関に対する債務保証	令和3年度から 令和4年度まで	7,100,000

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎整備事業費	千円 325,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。
保育園増改築事業費	461,000			
水道事業費	305,000			
県営かんがい排水事業費	5,000			
県営ため池整備事業費	21,000			
県営経営体育成基盤整備事業費	14,000			
林道整備事業費	4,000			
道路整備事業費	498,000			
排水路改修事業費	14,000			
スマートインターチェンジ整備事業費	328,000			
公園整備事業費	368,000			
岡崎駅南土地区画整理事業費	14,000			
公営住宅整備事業費	1,419,000			
消防施設整備事業費	70,000			
小学校校地改修事業費	51,000			
小学校校舎建設事業費	413,000			
旧本宿村役場整備事業費	92,000			
計	4,402,000			

令和3年第39号議案

令和3年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計予算

令和3年度岡崎市の阿知和地区工業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ253,003千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1	使用料及び手数料	6
	1 使用料	6
2	財産収入	1
	1 財産売払収入	1
3	繰入金	151,995
	1 一般会計繰入金	151,995
4	繰越金	1
	1 繰越金	1
5	市債	101,000
	1 市債	101,000
	歳 入 合 計	253,003

歳出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	290
	1 総務管理費	290
2	工業団地造成費	250,215
	1 工業団地造成費	250,215
3	公債費	1,998
	1 公債費	1,998
4	予備費	500
	1 予備費	500
	歳 出 合 計	253,003

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
阿知和地区工業団地造成等に要する経費	令和4年度から令和10年度まで	<p style="text-align: right;">千</p> 13,530,392千円に、物価変動、制度の変更等に伴う増減額を加算又は減算した額

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業団地造成事業費	千 101,000	普通貸借	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。

令和3年第40号議案

令和3年度岡崎市農業集落排水事業特別会計予算

令和3年度岡崎市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ619,096千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1	分担金及び負担金	7,573
	1 分担金	1,452
	2 負担金	6,121
2	使用料及び手数料	108,357
	1 使用料	108,356
	2 手数料	1
3	県支出金	144,512
	1 県補助金	144,512
4	繰入金	258,950
	1 一般会計繰入金	258,950
5	繰越金	1
	1 繰越金	1
6	諸収入	3
	1 延滞金及び過料	1
	2 貸付金元金収入	1
	3 雑入	1
7	市債	99,700
	1 市債	99,700
	歳 入 合 計	619,096

歳出

款	項	金額
1	総務費	44,753
	1 総務管理費	44,753
2	施設管理費	174,808
	1 維持管理費	174,808
3	施設建設費	247,562
	1 施設建設費	247,562
4	公債費	150,671
	1 公債費	150,671
5	諸支出金	802
	1 貸付金	802
6	予備費	500
	1 予備費	500
	歳 出 合 計	619,096

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業費	千冊 99,700	普通貸借	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。

令和3年度岡崎市国民健康保険事業特別会計予算

令和3年度岡崎市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(事業勘定の歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,592,728千円と定める。

2 事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(事業勘定の歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により事業勘定の歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費並びに保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

(直営診療所勘定の歳入歳出予算)

第3条 直営診療所勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ111,546千円と定める。

2 直営診療所勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第2表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1	国民健康保険料	7,200,737
	1 国民健康保険料	7,200,737
2	一部負担金	2
	1 一部負担金	2
3	使用料及び手数料	22
	1 手数料	22
4	国庫支出金	2
	1 国庫負担金	1
	2 国庫補助金	1
5	県支出金	21,251,887
	1 県補助金	21,251,886
	2 財政安定化基金交付金	1
6	財産収入	1,352
	1 財産運用収入	1,352
7	繰入金	3,084,819
	1 一般会計繰入金	2,884,819
	2 基金繰入金	200,000
8	繰越金	1
	1 繰越金	1
9	諸収入	53,906
	1 延滞金・加算金及び過料	25,846
	2 雑入	28,060
	歳入合計	31,592,728

歳出

款	項	金額
1 総務費		517,769
	1 総務管理費	444,197
	2 徴収費	72,877
	3 運営協議会費	411
	4 趣旨普及費	284
2 保険給付費		20,995,393
	1 療養諸費	18,376,320
	2 諸給付費	2,619,073
3 国民健康保険事業費納付金		9,624,757
	1 医療給付費分	6,423,754
	2 後期高齢者支援金等分	2,345,361
	3 介護納付金分	855,642
4 保健事業費		413,822
	1 保健事業費	39,323
	2 特定健康診査等事業費	374,499
5 基金積立金		1,352
	1 基金積立金	1,352
6 諸支出金		38,635
	1 償還金及び還付加算金	30,450
	2 直営診療所勘定繰出金	8,185
7 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
	歳 出 合 計	31,592,728

第2表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
		千円
1	診療収入	72,354
	1 外来診療収入	64,940
	2 その他診療収入	7,414
2	使用料及び手数料	308
	1 手数料	308
3	県支出金	825
	1 県補助金	825
4	繰入金	37,974
	1 事業勘定繰入金	8,185
	2 一般会計繰入金	29,789
5	繰越金	1
	1 繰越金	1
6	諸収入	84
	1 雑入	84
	歳 入 合 計	111,546

歳出

款	項	金額
		千円
1	総務費	66,980
	1 総務管理費	66,980
2	医業費	41,909
	1 医業費	41,909
3	公債費	2,157
	1 公債費	2,157
4	予備費	500
	1 予備費	500
	歳 出 合 計	111,546

令和3年第42号議案

令和3年度岡崎市後期高齢者医療特別会計予算

令和3年度岡崎市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,963,548千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1	後期高齢者医療保険料	4,701,148
	1 後期高齢者医療保険料	4,701,148
2	使用料及び手数料	1
	1 手数料	1
3	繰入金	914,762
	1 一般会計繰入金	914,762
4	繰越金	1
	1 繰越金	1
5	諸収入	347,636
	1 延滞金・加算金及び過料	650
	2 償還金及び還付加算金	6,799
	3 受託事業収入	329,561
	4 雑入	10,626
	歳 入 合 計	5,963,548

歳出

款	項	金額
		千円
1	総務費	97,111
	1 総務管理費	80,402
	2 徴収費	16,709
2	後期高齢者医療広域連合納付金	5,461,467
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	5,461,467
3	保健事業費	398,171
	1 健康診査等事業費	398,171
4	諸支出金	6,799
	1 償還金及び還付加算金	6,799
	歳 出 合 計	5,963,548

令和3年第43号議案

令和3年度岡崎市介護保険特別会計予算

令和3年度岡崎市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,512,812千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費並びに保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1	保険料	6,132,848
	1 介護保険料	6,132,848
2	使用料及び手数料	10
	1 手数料	10
3	国庫支出金	4,681,283
	1 国庫負担金	4,211,244
	2 国庫補助金	470,039
4	支払基金交付金	6,368,359
	1 支払基金交付金	6,368,359
5	県支出金	3,320,002
	1 県負担金	3,190,299
	2 県補助金	129,703
6	財産収入	2,564
	1 財産運用収入	2,564
7	繰入金	3,907,535
	1 一般会計繰入金	3,765,889
	2 基金繰入金	141,646
8	繰越金	1
	1 繰越金	1
9	諸収入	100,210
	1 延滞金・加算金及び過料	1,501
	2 雑入	98,709
	歳入合計	24,512,812

歳出

款	項	金 額
1 総務費		千円 512,239
	1 総務管理費	311,172
	2 徴収費	17,626
	3 介護認定審査会費	181,268
	4 趣旨普及費	2,173
2 保険給付費		22,873,481
	1 介護サービス等諸費	20,814,323
	2 介護予防サービス等諸費	785,064
	3 高額介護サービス等費	667,513
	4 特定入所者介護サービス等費	593,358
	5 その他諸費	13,223
3 地域支援事業費		964,670
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	786,474
	2 一般介護予防事業費	23,586
	3 包括的支援事業・任意事業費	153,129
	4 その他諸費	1,481
4 基金積立金		2,565
	1 基金積立金	2,565
5 諸支出金		158,857
	1 償還金及び還付加算金	4,006
	2 一般会計繰出金	154,851
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		24,512,812

令和3年第44号議案

令和3年度岡崎市継続契約集合支払特別会計予算

令和3年度岡崎市の継続契約集合支払特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,544,854千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
1 繰入金		千円 1,544,854
	1 一般会計繰入金	1,503,009
	2 特別会計繰入金	41,845
	歳 入 合 計	1,544,854

歳出

款	項	金額
1	継続契約集合支出	1,544,854
	1 継続契約集合支出	1,544,854
	歳出合計	1,544,854

令和3年第45号議案

令和3年度岡崎市額田北部診療所特別会計予算

令和3年度岡崎市の額田北部診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,941千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1	診療収入	93,734
	1 外来診療収入	84,793
	2 その他診療収入	8,941
2	使用料及び手数料	511
	1 使用料	76
	2 手数料	435
3	県支出金	355
	1 県補助金	355
4	繰入金	7,320
	1 一般会計繰入金	7,320
5	繰越金	1
	1 繰越金	1
6	諸収入	20
	1 雑入	20
	歳 入 合 計	101,941

歳出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	49,767
	1 総務管理費	49,767
2	医業費	50,423
	1 医業費	50,423
3	公債費	1,251
	1 公債費	1,251
4	予備費	500
	1 予備費	500
	歳 出 合 計	101,941

令和3年第46号議案

令和3年度岡崎市こども発達医療センター特別会計予算

令和3年度岡崎市のこども発達医療センター特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ238,027千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1	診療収入	83,940
	1 外来診療収入	83,940
2	使用料及び手数料	356
	1 手数料	356
3	繰入金	144,944
	1 一般会計繰入金	144,944
4	繰越金	1
	1 繰越金	1
5	諸収入	8,786
	1 受託事業収入	365
	2 雑入	8,421
	歳入合計	238,027

歳出

款	項	金額
		千円
1	総務費	172,570
	1 総務管理費	172,570
2	医業費	28,100
	1 医業費	28,100
3	施設整備費	36,856
	1 施設整備費	36,856
4	諸支出金	1
	1 償還金	1
5	予備費	500
	1 予備費	500
	歳 出 合 計	238,027

令和3年第47号議案

令和3年度岡崎市岡崎駅東土地区画整理事業清算金特別会計予算

令和3年度岡崎市の岡崎駅東土地区画整理事業清算金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1	換地清算金収入	33
	1 換地清算徴収金	33
2	繰越金	1
	1 繰越金	1
歳入合計		34

歳出

款	項	金額
		千円
1	換地清算金	1
	1 換地清算交付金	1
2	諸支出金	33
	1 一般会計繰出金	33
	歳 出 合 計	34

令和3年第48号議案

令和3年度岡崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和3年度岡崎市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ49,238千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 事業収入		24,732
	1 貸付金元利収入	24,732
2 繰入金		3,074
	1 一般会計繰入金	3,074
3 繰越金		21,431
	1 繰越金	21,431
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳 入 合 計		49,238

歳出

款	項	金 額
		千円
1	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	28,579
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	28,579
2	公債費	13,338
	1 公債費	13,338
3	諸支出金	7,321
	1 一般会計繰出金	7,321
	歳 出 合 計	49,238

令和3年第49号議案

令和3年度岡崎市宮崎財産区特別会計予算

令和3年度岡崎市の宮崎財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,164千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 財産収入		856
	1 財産運用収入	855
	2 財産売払収入	1
2 寄附金		1
	1 寄附金	1
3 繰入金		4,168
	1 基金繰入金	4,168
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		138
	1 雑入	138
歳入合計		5,164

歳出

款	項	金額
		千円
1	管理会費	2,480
	1 管理会費	2,480
2	総務費	199
	1 総務管理費	199
3	区有林費	2,385
	1 区有林費	2,385
4	予備費	100
	1 予備費	100
	歳 出 合 計	5,164

令和3年第50号議案

令和3年度岡崎市形埜財産区特別会計予算

令和3年度岡崎市の形埜財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,680千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1	財産収入	1,080
	1 財産運用収入	1,079
	2 財産売払収入	1
2	寄附金	1
	1 寄附金	1
3	繰入金	597
	1 基金繰入金	597
4	繰越金	1
	1 繰越金	1
5	諸収入	1
	1 雑入	1
	歳 入 合 計	1,680

歳出

款	項	金額
1	管理会費	794
	1 管理会費	794
2	総務費	11
	1 総務管理費	11
3	区有林費	825
	1 区有林費	825
4	予備費	50
	1 予備費	50
	歳 出 合 計	1,680

令和3年度岡崎市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病	床	数	一 般 病 床	680	床
(2) 年 間 患 者 数	入	院	193,055	人	
	外	来	275,396	人	
(3) 1 日 平 均 患 者 数	入	院	529	人	
	外	来	1,138	人	
(4) 主要な建設改良事業	建 設 改 良 費	事 業 費	56,530	千円	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 病院事業収益	24,605,976	千円	
第1項 医業収益	21,136,275	千円	
第2項 医業外収益	2,742,492	千円	
第3項 特別利益	727,209	千円	

	支	出	
第1款 病院事業費用	25,764,227	千円	
第1項 医業費用	24,636,720	千円	
第2項 医業外費用	748,218	千円	
第3項 特別損失	376,289	千円	
第4項 予備費	3,000	千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 資本的収入	1,722,006	千円	
第1項 他会計負担金	720,995	千円	
第2項 固定資産収入	1	千円	
第3項 投資償還金収入	1,000,760	千円	
第4項 補助金	250	千円	

支 出

第1款 資本的支出	1,680,716	千円
第1項 建設改良費	566,740	千円
第2項 投資	7,800	千円
第3項 企業債償還金 (一時借入金)	1,106,176	千円

第5条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1款病院事業費用のうち第1項医業費用及び第2項医業外費用に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 12,450,441 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、5,400,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
器械備品	全身用エックス線 C T 診断装置	一式
	超音波診断装置	一式
	手術室用顕微鏡	一式

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中根康浩

令和3年第52号議案

令和3年度岡崎市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数		166,240	戸
(2) 年間総給水量		42,159,000	m ³
(3) 1日平均給水量		115,500	m ³
(4) 主要な建設改良事業	管路耐震化等工事	事業費	3,426,350 千円
	施設更新工事	事業費	214,237 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 水道事業収益		8,238,233	千円
第1項 営業収益		7,093,087	千円
第2項 営業外収益		1,065,291	千円
第3項 特別利益		79,855	千円
	支	出	
第1款 水道事業費用		7,653,334	千円
第1項 営業費用		7,351,807	千円
第2項 営業外費用		291,102	千円
第3項 特別損失		4,425	千円
第4項 予備費		6,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,836,489千円は建設改良積立金500,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額250,642千円並びに過年度分損益勘定留保資金2,085,847千円で補填するものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入		2,625,820	千円
第1項 企業債		914,000	千円
第2項 出資金		770,668	千円
第3項 工事負担金		630,894	千円

第4項	分 担 金	272,271	千円
第5項	他 会 計 負 担 金	29,250	千円
第6項	補 助 金	6,400	千円
第7項	固定資産売却代金	2,337	千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	5,462,309	千円
第1項	建 設 改 良 費	3,865,652	千円
第2項	企 業 債 償 還 金	1,396,657	千円
第3項	投 資	200,000	千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
水道事業費	千円 914,000	普通貸借	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は企業財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1款水道事業費用のうち第1項営業費用及び第2項営業外費用に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	1,051,857	千円
---------------	-----------	----

(2) 交 際 費

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、112,000千円と定める。

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

令和3年第53号議案

令和3年度岡崎市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 下水道接続戸数		146,500	戸
(2) 年間総処理水量		39,690,000	m ³
(3) 1日平均処理水量		108,740	m ³
(4) 主要な建設改良事業	管渠施設築造工事	事業費	1,314,806 千円
	管渠施設改良工事	事業費	883,048 千円
	ポンプ施設築造工事	事業費	396,194 千円
	ポンプ施設改良工事	事業費	281,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 下水道事業収益		9,068,860	千円
第1項 営業収益		6,143,658	千円
第2項 営業外収益		2,925,201	千円
第3項 特別利益		1	千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用		8,592,629	千円
第1項 営業費用		7,558,825	千円
第2項 営業外費用		1,027,804	千円
第3項 特別損失		3,000	千円
第4項 予備費		3,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,683,298千円は過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額46,161千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額216,215千円、過年度分損益勘定留保資金2,712,321千円並びに当年度分損益勘定留保資金708,601千円で補填するものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入		4,260,245	千円

第1項	企業債	3,133,600	千円
第2項	負担金	191,108	千円
第3項	補助金	934,300	千円
第4項	貸付金償還金収入	1,237	千円

支 出

第1款	資本的支出	7,943,543	千円
第1項	建設改良費	3,826,805	千円
第2項	企業債償還金	4,111,738	千円
第3項	投資	5,000	千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公共下水道管渠築造事業に要する経費 (八帖北幹線)	令和4年度から 令和6年度まで	千円 3,352,300

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下水道事業費	千円 2,454,000	普通貸借	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は企業財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。
資本費平準化債	679,600			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1款下

水道事業費用のうち第1項営業費用及び第2項営業外費用に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	523,858 千円
(2) 交 際 費	80 千円

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

令和3年同意第1号

岡崎市副市長の選任について

岡崎市副市長に次の者を選任したい。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により議会の同意を求める。

令和3年2月26日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

（住 所）

（氏 名）

（生 年 月 日）

岡崎市柱町字東荒子129番地

清 水 康 則

昭和33年3月1日

